

# 障害福祉分野の最近の動向

【後半】

# 障害者総合支援法等の概要

---

目的及び基本理念

# 障害者の権利に関する条約（国際連合）

## 第一条（目的）

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

# 障害者基本法

## 第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 第四条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

# 障害者総合支援法

## 障害者総合支援法の目指すもの（目的規定）

- ・個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- ・障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

### 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

# 児童福祉法

(児童の福祉を保障するための原理)

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童育成の責任)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

# 発達障害者支援法

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援の行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援の図り、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条の二 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

- 2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

# サービス管理責任者等 研修の見直しについて

---

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の重要性

## 障害者自立支援法（2006年）

1. 障害者施策を3障害を一元化
2. 市町村へ一元化
3. 利用者本位のサービス体系に再編
4. 就労支援の抜本的強化
5. 支給決定の透明化・明確化
6. 安定財源の確保

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の誕生

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は、障害者自立支援法に基づく新サービスの質の向上を図ることを目的に利用者に関してアセスメントから個別支援計画の策定、モニタリングなど一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負う

## 障害者総合支援法（2013年）

1. 制度の谷間のない支援の提供
2. 個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の構築
3. サービス基盤の計画的整備
4. 障害者施策の段階的実施第2レベル

利用者本人（ニーズ）中心の支援

質が求められる

相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は施策推進の

「要」！

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるように、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たって、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。

※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。

- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。

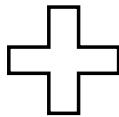
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。

- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

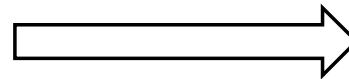
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。<sub>11</sub>

## 改定前

サービス管理責任者の配置に関する実務要件  
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務要件



相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了  
+  
サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講  
(19 h)



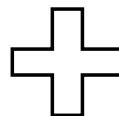
サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者として配置

## 改定後

サービス管理責任者の配置に関する実務要件  
児童発達支援管理責任者の配置に関する実務要件

### 【一部緩和】

※配置に関する実務要件を満たす予定日の2年前から基礎研修受講可能



**【改定】基礎研修**  
相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了  
サービス管理責任者等研修(統一)を修了 (講義・演習: 15 h)

O J T  
一部業務可能

**【新規創設】**  
サービス管理責任者等実践研修 (14.5 h) を修了

サービス管理責任者  
児童発達支援管理責任者として配置

**【新規創設】**  
専門コース別研修

### 【新規創設】

サービス管理責任者等更新研修 (13 h)

※5年の間に1度修了

### (注)一定の実務経験の要件

- 実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- 更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

# 基礎・実践・更新研修のねらい

## 更新研修：自己検証

施策の最新の動向、自己検証、  
スーパーバイズ

5年ごと

サービス（児童発達支援）  
管理責任者として継続

## 実践研修：質の向上

支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上

5年

サービス（児童発達支援）  
管理責任者として配置

## 基礎研修：プロセス

アセスメント、個別支援計画の作成、相談支援専門員との連携、多職種連携

3年

原案作成が可能

サービスの質

人材育成

地域連携

## 質の担保を保障するために

当たり前のことが当たり前にできているのか？

- ✓ 本人とちゃんと面接をして個別支援計画を作成していますか？
- ✓ 前回の個別支援計画のコピペをしていませんか？
- ✓ 個別支援計画を作成する時は、個別支援会議を開催していますか？
- ✓ 個別支援計画は予定しているモニタリング月に作成していますか？
- ✓ サービス担当者会議への参加、相談支援専門員と連携していますか？
- ✓ 日々の日常の記録は書いていますか？

# 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定に 係る基本的な考え方

---

## これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、国の予算額は約2兆円とそれぞれ約3倍に増加するなど、障害児者への支援は年々拡充している。またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめり、これを踏まえた対応が求められている。さらに、昨年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含めた対応が求められる。

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。

○また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。

○これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。

# 令和6年度改定の基本的な考え方とその対応

## （1）障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

- ①障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ②医療と福祉の連携の推進
- ③精神障害者の地域生活の包括的な支援

## （2）社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- ①障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
  - ②障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
- ## （3）持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

## 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

①地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。

②平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。

③地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

## 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

### （4）強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

- ①強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化
- ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

### （5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

### （6）意思決定支援の推進

### （7）本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

### （8）障害者虐待防止の推進

### （9）身体拘束等の適正化の推進

### （10）個別支援計画の共有

### （11）高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

## 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (12) 人員基準における両立支援への配慮等
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのＩＣＴの活用等
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応
- (17) 地域区分の見直し
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い

# 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定に おける主な改定内容

---

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
<職種間配分ルールの統一、月額賃金改悪に関する要件の見直し 等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
<基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（I）【新設】1000単位/月 等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
<障害者支援施設等感染対策向上加算（I）【新設】10単位/月 等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
<虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
<栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
<基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
<管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
<特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
<入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6 ⇒ 区分4以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
<居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
<生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
<人員配置体制加算（I）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
<緊急短期入所受入加算（I）180単位 ⇒ 270単位 等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進  
<医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

## 4 施設系・居住支援系サービス

### （施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
<意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（II）【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定  
<基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
<地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
<自立生活支援加算（I）【新設】1000単位/月 等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
<グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

### (自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）)

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

＜個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日 等＞

- ピアサポートの専門性の評価

＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

### (就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

#### ・就労定着支援・就労選択支援)

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し

＜利用定員規模 20人以上 ⇒ 10人以上＞

- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し

＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞

- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し

＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞

- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し

＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞

- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定

＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

## 7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実

＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞

- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価

＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月

⇒ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞

- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充

＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

### （児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

#### ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価

＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日

中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進

＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞

- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入

＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞

- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実

＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞

- 家族支援の評価を充実

＜事業所内相談支援加算 80単位/月 1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月 4回（オンライン 60単位）、延長支援加算の見直し 等＞

- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）

＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞

- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実

＜小規模ケループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日  
サテライト型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

## 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

### ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** \* 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限  
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



### ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。
- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位／日**

【現行】短期入所（加算）100単位／日 \* 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日** \* 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

### ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位／日**



# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・所要時間30分以上1時間未満の場合 （現行） 407単位 → （見直し後） 437単位
- ・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 （現行） 1,940単位 → （見直し後） 1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

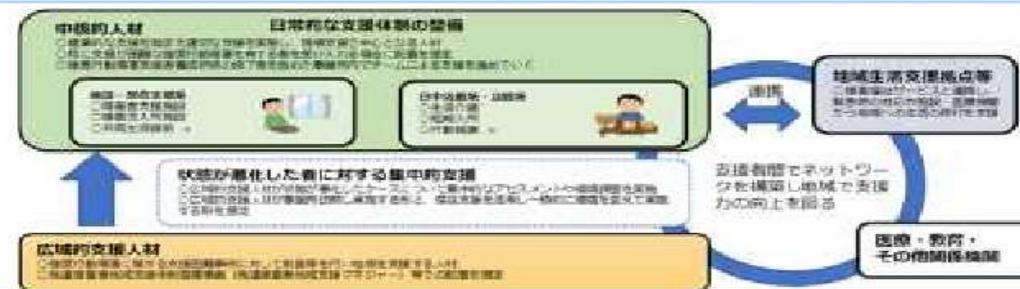
- ・医療・教育等の関係機関との連携
- ・行動関連項目18点以上の者の受け入れ
- ・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行った環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日



### 【新設】重度障害者に対する集中的支援

（現行）受入・体制 180単位 → （見直し後） 360単位

（現行）初期 400単位 → （見直し後） 500単位

（現行）個別支援 +150単位 → （見直し後） +200単位

（現行）+200単位 → （見直し後） +200単位

# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

## （参考）障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



## 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

### 概要

#### 【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

### 減算単位

#### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

# 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

## ① 感染症発生時に備えた平時からの対応

### ＜運営基準の見直し＞

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（\*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

### ＜報酬による評価＞

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。（Ⅰ）
  - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
  - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
  - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。（Ⅱ）

（\*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

### 【新設】

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） | 10単位/月 |
| 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） | 5単位/月  |

## ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

### 【新設】

- |              |       |
|--------------|-------|
| 新興感染症等施設療養加算 | 240単位 |
|--------------|-------|

## 情報公表未報告の事業所への対応

### 概要

#### 【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

## 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

## ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

## ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

## ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

## 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日 + 35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回	* 入居中2回、退居後1回を限度
【見直し後】(新設) <b>自立生活支援加算(Ⅰ)</b>	<b>1,000単位/月</b> * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ)	500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
(新設) <b>自立生活支援加算(Ⅲ)</b>	<b>80単位/日</b> * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。	
【新設】 <b>ピアサポート実施加算</b>	<b>100単位/月</b> * 自立支援加算(Ⅲ)に加算
【新設】 <b>居住支援連携体制加算</b>	<b>35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回</b> (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。	

## ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 <b>退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費</b>	<b>2,000単位/月</b> * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
【新設】 <b>退居後ピアサポート実施加算</b>	<b>100単位/月</b> * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



\* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で7：1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日 \*行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**

【新設】（初期）**500単位／日** \*180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに**+200単位／日**

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日 \*行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**

【新設】（初期）**400単位／日** \*180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに**+200単位／日**



## ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6:1 以上）

【現 行】共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分6：583単位 区分5：467単位 区分4：387単位 区分3：298単位 区分2：209単位 区分1以下：170単位（単位／日）

【見直し後】共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分6：**600**単位 区分5：**456**単位 区分4：**372**単位 区分3：**297**単位 区分2：**188**単位 区分1以下：**171**単位（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】人員配置体制加算（Ⅰ） 区分4以上 **83単位／日** 区分3以下 **77単位／日** \*特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算（Ⅱ） 区分4以上 **33単位／日** 区分3以下 **31単位／日** \*特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配

人員配置  
体制加算  
新基本  
報酬

各種  
加算  
各種  
加算



## ③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】支援の**3日目**から算定可

【見直し後】支援の**初日**から算定可 \*介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。

## ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

## 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

### «地域との連携等【新設】»

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



## 就労移行支援事業の安定的な事業実施



### 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

### 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出発する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

#### 【現行】

**【支援計画会議実施加算】 583単位／回**  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



#### 【見直し後】

**【地域連携会議実施加算】 (I) 583単位／回**  
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

**【地域連携会議実施加算】 (II) 408単位／回**

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行なう職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

# 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

## スコア方式による評価項目の見直し

### ○ 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。

- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

### 【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

### 【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	−20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	−50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

## 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

### 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

#### (1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所  
を更に評価

引上  
げ単  
価

基本報酬

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日



【目標工賃達成加算】（新設） 10単位/日  
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

加算

引下  
げ単  
価

#### (2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5：1 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬

定員20人以下の場合  
基本報酬

【現行】 556単位/日 530単位/日

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬

584単位/日

ピアサポート実施加算（現行）	100単位/月
地域協働加算（現行）	30単位/日
重度者支援体制加算（現行）	22～56単位/日

ピアサポート実施加算（現行） 100単位/月

地域協働加算（現行） 30単位/日

重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

【短時間利用減算】（新設） 所定単位数の70%算定	
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）	

【短時間利用減算】（新設） 所定単位数の70%算定

利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

### 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。  
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出  
イ 前年度に支払った工賃総額を算出  
ウ 工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により1人当たり平均工賃月額を算出  
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

#### 【見直し後】

#### 【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

# 就労定着支援の充実

## 基本報酬の設定等

### ○ 実施主体の追加

- ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。

### ○ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

- ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

### ○ 就労定着率のみを用いた報酬体系

- ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

#### 【現行】

利用者数	就労定着率
20人以下	9割5分以上
21人以上40人以下	9割以上9割5分未満
41人以上	8割以上9割未満



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



#### 【見直し後】※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

## 【支援体制構築未実施減算】【新設】

### 所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

## 定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

#### 【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位／回  
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



#### 【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (I) 579単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (II) 405単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(II)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

### 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

### 基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

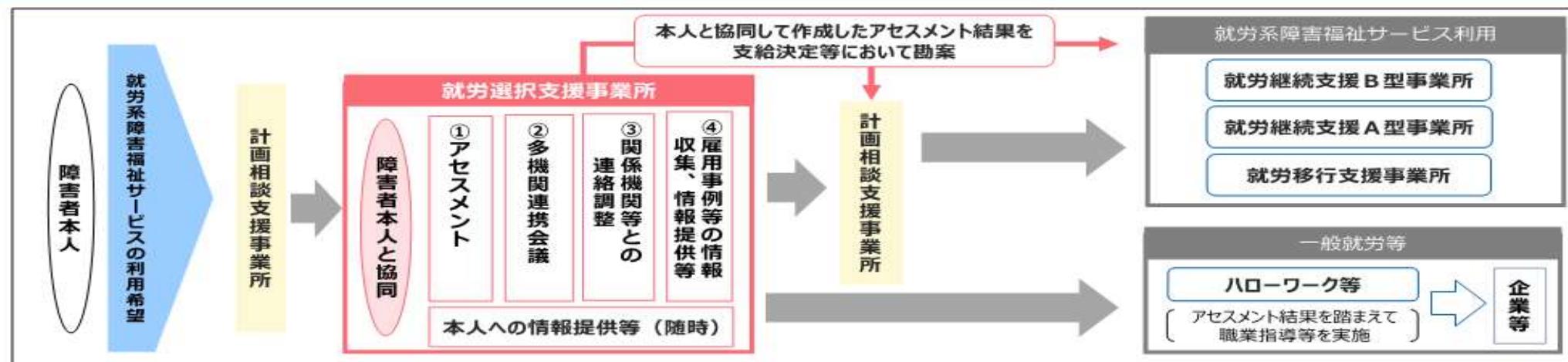
### 基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位／日
- 特定事業所集中減算 200単位／月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

### 支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

### 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。  
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

### 従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15:1以上**
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。  
※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。  
※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



### 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

# 1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中心とし、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る  
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

## ①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
  - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
  - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
  - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

## ②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（中核機能強化加算）  
(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能  
②地域の障害児支援事業所に対するスパーカイ・コンサルテーション機能  
③地域のインクルージョンの中核機能  
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（中核機能強化事業所加算）

### 児童発達支援センター等を中心とした地域の支援体制の整備・強化



#### 【体制の例】

- ・ 1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ・ センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

### 児童発達支援センター（中核拠点型）

#### 新設《中核機能強化加算》 22～155単位／日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

#### 体制・取組要件

(I) イ+ロ+ハ全てに適合	55～155単位／日	八 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
(II) イ+ロ	44～124単位／日	□ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
(III) イ又はロ	22～62単位／日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

#### 基本要件

##### ●地域における中核機関としての体制・取組

- ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

### 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

#### 新設《中核機能強化事業所加算》 75～187単位／日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

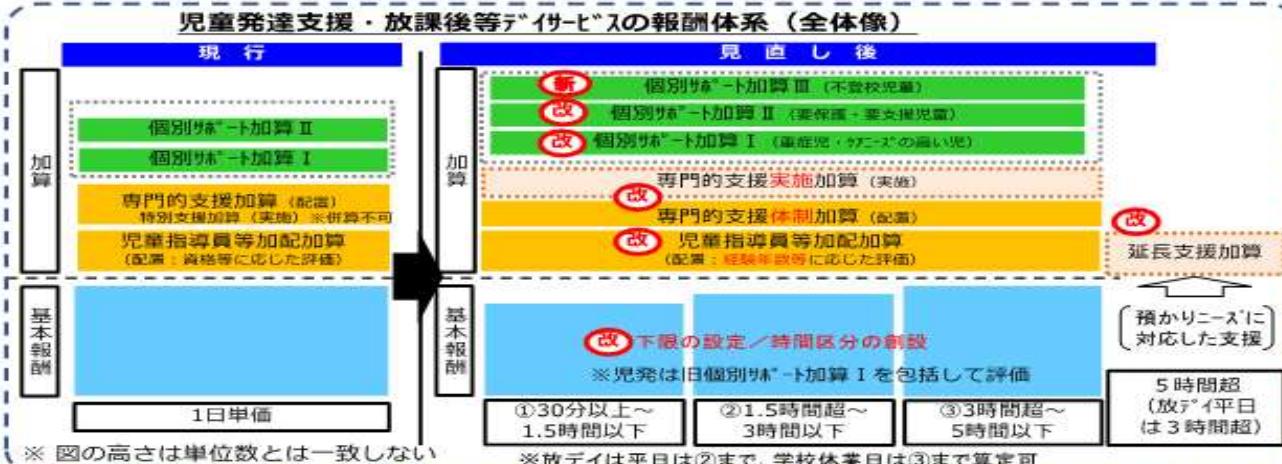
## 2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントと子どもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
  - (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

### ①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》  
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
  - 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする（放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可）
  - 5時間（放デイ平日は3時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》



### 新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

### 《児童指導員等加配加算》

【現行】	理学療法士等を配置	7.5～18.7単位／日
	児童指導員等を配置	4.9～12.3単位／日
	その他の従業者を配置	3.6～9.0単位／日
↓		
【改定後】	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	7.5～18.7単位／日
	常勤専従・経験5年未満	5.9～15.2単位／日
	常勤換算・経験5年以上	4.9～12.3単位／日
	常勤換算・経験5年未満	4.3～10.7単位／日
	その他の従業者を配置	3.6～9.0単位／日

### 《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】	○専門的支援加算	理学療法士等を配置	7.5～18.7単位／日
	児童指導員を配置	4.9～12.3単位／日	
↓			○特別支援加算 5.4単位／回
【改定後】	○専門的支援体制加算	4.9～12.3単位／日	
	専門的支援実施加算	1.50単位／回	

(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)

※体制加算：理学療法士等を配置  
(放デイは2回～6回まで)

実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

## 2. 質の高い発達支援の提供の推進②

### ②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

#### 《関係機関連携加算》

##### 【現行】

- (I) 200単位／回（月1回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等  
(II) 200単位／回（1回まで）就学先・就職先と連絡調整



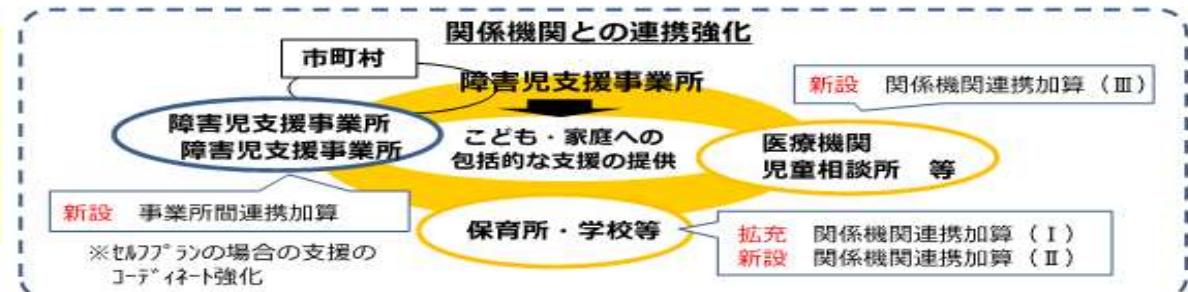
##### 【改定後】

- (I) 250単位／回（月1回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等  
(II) 200単位／回（月1回まで）保育所や学校等とI以外で情報連携  
(III) 150単位／回（月1回まで）児童相談所、医療機関等と情報連携  
(IV) 200単位／回（1回まで）就学先・就職先と連絡調整

- セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価  
**（事業所間連携加算）** ※併せて、障害児支援利用計画（セルフプラン）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

#### 新設《事業所間連携加算》

- (I) (中核となる事業所) 500単位／回（月1回まで）  
(II) (連携する事業所) 150単位／回（月1回まで）  
※ (I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施  
(II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



### ③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- 子どもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価（通所自立支援加算）  
○ 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価（自立サポート加算）

#### 新設《通所自立支援加算》 60単位／回（算定開始から3月まで）

※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

#### 新設《自立サポート加算》 100単位／回（月2回まで）

※高校生（2年・3年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

### ④その他

- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める《運営基準》【障害児支援全サービス】  
○ 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長

### 3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

#### ③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- **児童発達支援の個別サポート加算（I）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポート加算（I）》 **【現行】** 100単位／日  
※乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

**【改定後】** 120単位／日

※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

- **放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算（I）》 **【現行】** 100単位／日  
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

**【改定後】** ケアニーズの高い障害児に支援 90単位／日

同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位／日  
著しく重度の障害児に支援 120単位／日  
(主として重症児除く)

- **個別サポート加算（II）**について、こども家庭センター等サポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポート加算（II）》 **【現行】** 125単位／日  
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

**【改定後】** 150単位／日

※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

- **人工内耳を装用している児に支援を行った場合を評価**

《人工内耳装用児支援加算》  
**【現行】** 445～603単位／日  
※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合

**【改定後】**  
(I) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位／日  
(II) その他のセンター・事業所 150単位／日  
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- **視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関する専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価**  
(視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

**新設** 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位／日

#### ④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポート加算（III））

**新設** 《個別サポート加算（III）》 70単位／日  
※放デイのみ

#### ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. インクルージョンの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表等**を求める
- 効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

## 4. 家族支援の充実

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る (①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)

### ①家族への相談援助等の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

- **家庭連携加算** (居宅への訪問による相談援助) と **事業所内相談支援加算** (事業所内での相談援助) について、統合し、オンラインによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

#### 《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

##### 【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位) /回 (月4回まで)

##### 《事業所内相談支援加算》

(I) (個別相談) 100単位/回 (月1回まで)  
(II) (グループ) 80単位/回 (月1回まで)



##### 【改定後】《家族支援加算》 (I・II それぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位 (1時間未満200単位) /回  
施設等で対面 100単位/回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回  
オンライン 60単位/回

- 家族が支援場面等を通じて、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価 (子育てサポート加算)

#### 新設《子育てサポート加算》 80単位/回 (月4回まで)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

### ②預かりニーズへの対応 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

#### 《延長支援加算》

##### 【現行】

	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日



##### 【改定後】

	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日
(延長30分以上1時間未満)	61単位/日	128単位/日

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間 (児発: 5時間、放デイ: 平日3時間・学校休業日5時間) の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合 (職員2名以上 (うち1名は人員基準により置くべき職員 (児童発達支援管理責任者含む) を配置) なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

## 5. インクルージョンの推進

- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境整備を進める  
(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

### ①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》【現行】500単位／回（1回まで）

※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合  
(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)

【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位／回（2回まで）

退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位／回（1回まで）  
同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回まで）

### ②保育所等訪問支援の充実

#### ＜効果的な支援の確保・促進＞

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてオンラインの活用を推進
- 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価（関係機関連携加算）
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- 訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》【現行】679単位／日

※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置

【改定後】(I)業務従事10年以上（又は保育所等訪問等5年以上） 850単位／日

(II) 同 5年以上（同） 3年以上 700単位／日

- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価（多職種連携支援加算）

#### ＜ケアニーズの高い児のインクルージョン推進＞

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価（ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算）

新設《ケアニーズ対応加算》120単位／日

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《多職種連携支援加算》200単位／回（月1回まで）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

#### ＜家族支援の充実＞

- 家族支援の評価を見直す

【現行】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位  
(1時間未満187単位)／回  
(月2回まで)

【改定後】《家族支援加算》（Iは月2回まで・IIは月4回まで）

(I)個別の相談援助等 居宅訪問300単位（1時間未満200単位）／回  
事業所等で対面 100単位／回 オンライン 80単位／回  
(II)グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位／回 オンライン 60単位／回42